

Title	輸出販売を論ず
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.2 (1911. 2) ,p.119(1)- 143(25)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注の節は三田學界雜誌廣告に依る御附記を望む

慶應義塾講師 岡内半藏編

英語商用文教科書

定價 八十五錢
郵税 八錢

本書は米國其實業學校教科書の體に倣ひて編纂せるものにして専ら英語商用文の認方及作法を詳説し且幾多の文例及書式を示し又練習問題を與へて實修に便ならしめれば商業學校教科書として適切なるべく兼て實務家及一般英學生の好參考書たるべし

慶應義塾大學教授 川合貞 著 **新論理學綱要**

定價 八十五錢
郵税 八錢

法學博士 青木徹二先生著 **商法教科書**

定價 二圓
郵税 八錢

發行所 **慶應出版局** 東京神田表神保町 振替貯金二三五番 **同文館發賣**

三田學會雜誌 第五卷第二號

論 說

輸出廉賣を論ず

氣 賀 勘 重

生産上獨占の地位を占むる企業家就中企業聯合及び企業合同の往々實施する營業政略にして一般の購買者就中加工業者の見地より殊に甚だしく攻撃さるゝ一種の手段あり。一般に拋出策又は外國廉賣策として知らるゝ輸出廉賣即ち是なり。

輸出廉賣又は外國廉賣とは獨占的權力を有する企業又は其聯合團體が關稅の障壁運賃の高率又は其他の原因に基づく領域的區劃の存在を奇貨として、内國

輸出廉賣を論ず

に於ける其供給物件の代價を可及的高位に維持し、一方には競争の激烈なる外國市場に對して非常の低價に其生産物を輸出するの政略を云ひ、基礎鞏固なる企業聯合及び企業合同が過剰生産物處分の方法若しくは商權擴張の手段として屢實行する所なり。即ち獨逸の企業聯合調査委員の報告に據れば同國の骸炭聯合は内國の相場十七馬克なるものを外國には八馬克乃至十馬克の相場にて輸出し、葉鐵業聯合は其製造を内國百五十馬克、外國百三馬克の代價にて販賣せしことありと云ひ、又米國に於ける産業委員會の調査の結果も略同様に即ち鋼鐵合同は内國に二十八弗にて賣捌く鋼鐵の代價を外國輸出には二十三弗と爲し、米國煙草會社も亦同様の策を取れりと云ふ(Baumgarten und Meszleny: Kartelle und Trusts s. 27-28)。

其他、此種の類例は方今進歩せる工業國に於て殆ど常に行はるゝ所にして、現に我國に於て臺灣製糖業者の聯合が目下畫策しつつある、清國輸出の如き、亦若し實現するに至らば其賣價は必ずや内地代價よりも低廉なるものある可し。

企業聯合及び企業合同が斯の如く外國の廉賣を試むるは時に對外商權擴張の目的に出づることありと雖も、通例の場合には内國に於ける供給の過剰を制限し

て其代價を適度に維持せんとするの主旨に外ならざるなり。蓋し、企業聯合及び企業合同の獨占的領域は自然の生産條件、關稅其他の關係よりして通例一國又は一地方の外に出でず。此領域以外に至れば其獨占的權力は充分に達せざるの常なるが故に、斯る地方に於ては企業聯合及び企業合同は隨意に代價を支配するを得ずして、勢ひ需要供給一般の關係に支配せられざるを得ず。然る時は企業聯合及び企業合同は其領域内と領域外とに於て二様の賣價を以て供給するとあるなり。此に於てか其領域外の購賣者は獨占的賣價よりも一般に低廉なる自由競争の代價にて購賣し得るに反して、領域内の購賣者は割合に高價を支拂はざるを得ざるの結果を生ず可し。斯る領域的區劃は勿論一國內にも之を見ざるに非ずと雖も、有力なる企業聯合及び企業合同は通例少なくとも一國を領域とするを常とし、而して又關稅の制度は國と國との間に斯る區劃を設くるに大に便するの常なるを以て、此領域的區劃の事實は國と國との間に最も著しく現はるゝの實あり。而して企業聯合及び企業合同の地方的賣價差別の最も世人の注意を惹くも亦等しく此國別の差別に存せり。然るに此點より觀れば企業家の獨占的團體の代價

政略中内國に高く賣りて外國に廉賣する此國別的差別は實に内國の消費者及び加工業者に不利益を與へて外國の消費者及び加工業者に利するの觀なきを得ざるなり。

二

是に於てか世人往々説を爲して曰く外國廉賣策は一國の有要なる貨物を捨賣するものなり。國民の不利之より甚だしきはなしと。然れど、此所謂捨賣説は多數の場合に於て頗る當を得ざるの見解たるを免れず。蓋し外國に於ける當該貨物の低廉なる事實が果して此廉賣の爲に生じたるものなりとせば、論者の説亦至當なるを得可しと雖も、通例外國の代價の比較的低廉なるは此廉賣の結果にあらず。企業聯合又は企業合同が外國に其生産物を廉賣するは畢竟外國に於ける該貨物の市價既に低く、從て廉賣するに非ざれば其生産物を賣却す能はざるが故に廉賣するのみ。其狀恰も自由競争の社會に於て充分に其生産物を賣却し盡すを得ざる生産者が競争に驅られて其貨物の賣價を甚だしく引下ぐるに至ると毫も異なることなし。唯、外國に廉賣せずして寧ろ之を内國に廉賣せば内國の消費者

其他の購賣者は爲に利する所ある可しと雖も、此利益の反面を想像すれば其結果は必ずしも國民經濟上有利なりと云ふを得ざる可し。試に思へ、過剰の生産物存在せる場合に之を内國市場に棄賣せば其結果は果して如何。代價は勿論下落す可きも、其急落は當該産業界に恐慌を惹起し、幾多の企業家を倒産せしめ、幾多の企業を閉鎖若しくは縮少せしめ、多數の労働者をして其職を失はしむるに至るの危険なきを保す可らず。景氣沈衰し、需用減退して生産過剰の實漸く現れんとするに際し、企業の聯合又は合同が其供給を適度に制限して内國生産界の平靜を維持し、過剰生産の販路を外國に求めて企業家及び労働者の地位を安全ならしむるの利益は決して消費者其他の購賣者が代價暴落より享くる一時的利益の比に非ざるなり。所謂内國貨物棄賣説の妄復多言を要せずして明なるべし。

三

依是顧之、外國廉賣の問題とす可き點は此所謂棄賣の點に非ずして寧ろ其他の一面即ち内國の代價を高きに維持するの點に存せり。外國廉賣は内國の代價を高からしむるが故に、内國の消費者及び加工業者を害し、外國の同業者に對する内

6 國加工業者の競争能力を薄弱ならしむるの弊ありとは外國廉賣策を非難する者の常に唱ふる所なれども、併し、内國加工業者が爲に蒙る此損害は決して外國廉賣其物と直接の因果關係あるものに非ず。縦令ひ外國廉賣の實なしとするも、苟も企業聯合及び企業合同にして其生産物の代價を高價に維持する以上、内國加工業者は外國の同業者に對して競争上不利益の地位に在らざるを得ざる可し。内國に於ける原料品の高價なるが爲に内國加工業者の蒙る影響は不利なること勿論なりと雖も、其不利益は外國廉賣の爲に世界市場の市價の上に大下落を生ぜしめて外國加工業者を利するに至れるの實なき以上、決して外國廉賣の結果なりと云ふを得ず、一に内國市價高直なるの結果に外ならざるなり。然るに企業聯合及び企業合同をして外國に比し内國の代價を斯く高價にするを得せしむる其原因は多くは内國の産業比較的幼稚にして高率の關稅に依り之を保護するに在り。蓋し斯る關稅の墻壁なからんか、低廉なる外國品は侵入し來りて相當の程度迄其代價を引下ぐ可ければなり。故に幼稚なる内國産業養成の爲め若しくは其他の特殊なる事情の爲に、此保護的關稅を必要とする以上、吾人は多少の高價を忍ばざる

可からず。加工業者の不利益も亦國民經濟全般の利益の爲に之を忍ばざるを得ざるなり。然れども、苟も企業合同が此保護の墻壁を利用して、常に當時の經濟的事情の必要とする程度以上に内國の代價を高くし、内國の加工業者其他の購買者に不利益の影響を蒙らしめ得るの危険ある以上、一國の關稅政策は此點に關して充分の注意を拂ひ、一部の企業家をして公衆一般に負擔を課して獨り暴利を壟斷するを得せしむるが如きことなからしむるの策を施さざる可らず。此點に關する關稅政策上の失策は幾多の弊害の禍源と爲り、終に延ひては保護政策一般に對する非難を喚起し、一般的の否企業合同法案を喚起するに至る。米國の政界に於ける近況は正に其適例なり。

四

事情正に斯の如しとせば外國廉賣の利弊如何の問題は到底一般的に之を論斷するを得可きに非ず。吾人は須らく各場合に就き内國に於ける其高價の程度如何を審査して然る後之れを決せざる可からざるなり。蓋し教育的關稅の施設、經濟的發達の未熟其他の止むを得ざる事情の爲に生ずる内國物價の高直は國民經

8
濟全般の利益の爲に之を忍ばざる可らず、而して内國市場の平靜を維持せんが爲に、景氣沈衰期に於て急激の市價下落を防ぎ、生産業者及び労働者をして其地位の安全を確保せしめんとする企業聯合及び企業合同の施設の結果として生ずる多少の高價も亦國民經濟上必ずしも不利ならずとせば、斯る事業の爲に内國の物價の外國に比して多少高價なるは縱令ひ一見内國の消費者加工業者に取りて不利益の觀ありとするも、結局社會全般の不利益と云ふを得ざる可ければなり。就中、物價の平靜維持の手段として行はるゝ外國廉賣は決して永久的なる廉賣に非ず。不景氣期に於ける暴落豫防の手段として外國に廉賣せらるゝに外ならざるが故に、外國の廉賣は畢竟一時的の現象に過ぎず。内國に於ける市價こそ實に平靜の市價なるが故に、價格變動少なき原料補助材料を使用するを得る内國の加工業者は其變動常ならざる原料に依頼する外國の加工業者よりも寧ろ安全有利なるの地位に在る可きなり。故に吾人は斷言す、外國に比して内國の代價の高價なる其高價の程度が平靜なる市價維持策に必要な程度に在る限り、其高價は決して内國の加工業者を害するものに非ず、長年月の上より觀れば、消費者も亦其害を蒙る

ものに非ずと。蓋し其高價は一時的の現象に外ならざるべければなり。然りと雖も、此高價が斯る一時的の現象に非ずして、殆ど恒久的なる常時の事實なりとせば、其原因如何に論なく内國の加工業者並に消費者の不利益なるや復た言を要せざるなり。然かも此高價の原因が内國の經濟的發達幼稚なるの事實にありとせば、吾人は一般の加工業者、消費者と共に内國經濟界の幼稚なるを嘆ずるの外、復た言なしと雖も、此高價が關稅其他の人爲的障壁に基づき而して此障壁が所謂外國廉賣策なるもの、實行を可能ならしむるものなりとせば、吾人は一般の購買者、就中、加工業者の爲に先づ其障壁の撤去を謀り、外國廉賣策の弊害を刈除するに勉めざるを得ず。蓋し斯る障壁を利用せる恒久的の外國廉賣は明に内國の加工業者を害し、内國の消費者に負擔を課して一部生産業者の私腹を肥やすものなればなり。

五

9
更に生産業發達の上より見れば、外國廉賣策の影響は其廉賣する商品が更に加工せらる可き未製品又は半製品なると全然精製されたる所謂精製品なるとに依

10
り其間多少の區別なきを得ず。企業聯合又は企業合同の外國に廉賣する商品が石炭銑鐵又は綿絲等の如き未製又は半製の原料品及び補助材料なる時は、高價の原料補助材料を使用せざるを得ざる内國の加工精製業者は廉價の材料を使用する外國の同業者に比して高き生産費を要する次第と爲り、少なくとも外國市場に於ける外國同業者に對する競争は爲に大に困難と爲らざるを得ざる可し。和蘭及び英國の造船所が獨逸産の鐵材を使用して獨逸の造船所よりも廉價に船舶を製造するを得、和蘭の瓦斯計量器製造所が獨逸産の原料補助材料に依りて然かも獨逸の同業者よりも低廉に其製品を供給するを得るが如きは即ち其著例にして、此種の類例は輸出廉賣の風盛なる獨米兩國の加工業者と英國賣他の外國同業者との間に屢々見る所なり。爲に蒙る内國消費者の不利益は暫く之を別とするも外國に於ける競争能力を傷害せられ、其事業の發展を制限せらるゝ内國加工業者の損害は蓋し多言を要せずして明なる可く、而して加工業者の蒙る此損害は又同時に一國産業發達上の一大損害たる可きなり。

然るに外國に廉賣せらるゝ商品が例令ば軌條の如き精製品なる場合は之に反し、其廉價は敢て必ずしも内國の經濟界に損害を與ふるものと云ふを得ず。例令へば一八七〇年代の中葉、獨逸に於ける鐵道の敷設未だ普ねからず、然かも經濟界沈衰の爲に軌條に對する内國の需要大に減退せし時に當り、同國の製鐵工場が一には其工場設備の運轉を繼續せんが爲め、又一には其労働者を繼續使用せんが爲に其軌條製造を繼續して其製品を葡萄牙、西班牙、羅馬尼、其他の諸外國に廉賣せる場合の如し。此場合に於て獨逸の工場は内國に於ける賣價よりも遙に外國の賣價を廉にし、往々之を内國賣價の半額に引下げたることありしと雖も、之が爲に獨逸に對する此等諸外國の競争能力増加せるの事實は之を認むるを得ず。從て獨逸の産業に對する其弊害は之を認む可らざると共に、一方には却て大なる利益の認む可きあり。蓋し此輸出なかりせば獨逸幾多の工場の設備は全然不用に附せられ、一部の工場主は或は倒産す可く、幾多の資本は爲に破滅せらる可きと同時に、多數の労働者は其職と所得とを失ふに至りたる可ければなり。故に斯る場合斯る商品の外國廉賣は縱令ひ其賣價如何に低廉なりとするも苟も其生産原料の失費と勞銀とを補償し得るの代價なる以上、當該國民經濟の爲には有利の結果を生

するものと云はざるを得ざる可し。一層高價に之を輸出するを得ば其利益は勿論遙に大なる可しと雖も斯る輸出の不可能なるに於ては、斯る廉價の輸出も亦之を歓迎せざるを得ざるなり。

六

併し、吾人の此外國廉價を歓迎するは其廉賣品が精製品にして然かも其廉價が一時的の必要に應ずるに在るか、若しくは内國産業維持の爲に必要止むを得ざるの事情存する場合に限り、斯る必要の存せざる場合に於ては一般消費者の見地よりして大に其不當と弊害とを鳴らさざるを得ざるなり。然るに、リーフマン氏一派の論者は如上の見地よりして精製品の輸出廉賣を否認せざると同時に、原料品及び半製品の廉賣に就ても亦左の四個の論點より、内國國民經濟に對する外國廉賣の影響の必ずしも世人の想像するが如く有害ならざる次第を論證せんとするの風あり。

(Liefmann; Kartelle und Trusts. S287-91)。

第一、廉賣は多く表面的の事業に過ぎず。外國に對する賣價廉なる場合に於て

も、外國の購買者は此賣價の外に通例多大の運賃及び輸入關稅等の費用を負擔せざるを得ざるが故に、其購入に要する費用は多數の場合に於ては實際上内國の購入者よりも多大なるの實あり。従て外國の加工業者は事實上内國の加工業者よりも廉價に原料補助材料を購入するを得ず、其競争能力亦爲に増進せらるゝことなきの常なり。果して然りとせば、内國企業の經營繼續を維持し、其一般的經費を節減せしめて、且つ勞働者の爲に職業と所得の安全を確保する企業聯合及び企業合同の廉價輸出は國民經濟の爲に有利と云はざるを得ざるべし。

第二、廉賣は一般に常规的の現象に非ず。外國に對する廉賣は多くは非常時に於ける營業繼續の非常手段たるの常たるが故に、一般に恒久的常规的の現象にあらずして概ね一時的の販賣政略に過ぎず。従て、外國の加工業者は斷えず確實に其低廉なる代價にて原料又は補助材料の供給を享くるを期待するを得ず。低廉なる材料を仰ぎ得る外國加工業者の利益は其材料代價の變動常なき事實の爲に其大部分を相殺されざるを得ざるなり。されば、廉價輸出が殆ど恒久的現象と爲るの場合は世上決して其例少なきに非ず。内國に於ける消費税の賦課と共に輸

出戻税の制度行はれ、而して其戻税が事實上一種の輸出奨励金と爲れること、例令ば數年前歐洲大陸諸國に於ける甘菜糖の場合に之を見たるが如き事實の存する場合には殊に然りとす。此砂糖の輸出奨励金が外國廉賣を喚起し、外國の砂糖加工業者に利益を與へて内國の同業者を害したるの形跡あるは疑もなき事實に屬し、英國に於ける菓子製造工業の當時に於ける偉大なる發達は實に獨佛奧等の諸國の廉賣せる甘菜糖を無税にて輸入し得たるに基因せること多きに居るの狀あり然りと雖も、斯る恒久的の外國廉賣は寧ろ戻税制度の不完全其他特種の關係に基づける例外的の現象に屬するものにて、諸産業全般の上より觀れば、企業聯合及び企業合同の常用手段たる外國廉賣は概ね經濟界の變潮に際して止むを得ざるに出づる一時的の應急策に外ならざるなり。

第三、廉賣の澤に浴する外國人は概して其廉賣を歓迎せず。外國廉賣が實際外國に對して原料補助材料を廉價に供給し、當該國の加工精製業を促進するものなりとせば、此廉賣を受くる外國人は一般に之を歓迎す可き道理なり。當該外國が自由貿易の制度を採用し、此廉賣品の無税輸入を許せる場合に於ては該國の加工

業者は殊に其廉賣の爲に大に利すべき計算なり。然るに、事實は常に必ずしも然らざるものゝ如く、殊に此利益の特に大なるの狀ある英國に於てすら、大陸諸國の此廉賣をば之を歓迎せざるの狀あり。同國に於ける菓子製造工業の發達が廉價なる外國糖の輸入に負ふ所少なからざりしに拘らず、率先歐洲大陸諸國に移激して砂糖輸出奨励金廢止の聯合を畫策せしは正に其適例なり。其他、低廉なる原料の供給を受くる邦國にては加工精製業の迅速なる發達期して待ち得可きが如き次第なれども、事實は一般に然らず、例令ば獨逸及び米國の企業聯合並に企業合同より廉價なる原料並に半製品の供給を受くる英國の鐵工業は殊に著しき發達を遂げ得可き次第なるも、實際に英國の鐵工業の發達獨米兩國よりも特に著しきものあるを見ざるが如し。其原因他なし。畢竟、企業聯合及び企業合同の所謂外國廉賣なるものが常規的の現象に非ず、從つて其廉賣を基礎として雄大なる輸出的加工精製業を創設經營する能はざるが故に外ならざるなり。然れば外國加工業者の此の廉賣に對する見解も必ずしも歡迎的ならず。獨逸の企業聯合調査會の席上一鐵工場主の報告する所に據れば、全世界の市場に其製品を供給しつゝあ

る英國最大の一葉鐵工場業者は獨逸の半製品の輸入に對して大に反對の意を表したりと云ひ又英國の一鐵工業精通者は次の如き言を爲せりと云ふ。曰く

惟ふに斯の如く多量の銑鐵及び鋼鐵の白耳義及び獨逸より輸入さるゝを見ては、吾人英國人は多大の不満足を感ぜざるを得ざる可し。今此輸出入月表を觀れば、獨り獨逸より輸入せる半製の鐵材のみにて此一個月に二萬三千六十三噸の多きに達せり。此一個月は惟ふに稀有の大輸入ありし月なる可しと雖も、兎に角此形勢より察すれば、今や吾人は、チェンバレン氏の唱導せる新なる財政的關稅政策を歡迎す可き最高潮時に達せりと思惟せざるを得ず云々と。

是れ明に英國の加工業者が獨逸の輸出廉賣を目して英國の爲に不利なりと解せるの言と云ふ可く、更に換言すれば獨逸は其輸出廉賣に依り英國を害するが故に英國は之に對して防禦的施設を策せざる可らずとの主旨なり。然れど斯る當業者の存する其一面には又之と正反對の意見を抱ける當業者も存せざるに非ず。例令ば英國の一大造船會社の重役の如きは左の如き言を爲せりと云ふ。曰く、獨逸の製造品捨賣の問題に關しては吾人北東海岸の造船業者たる者は世界最

良の材料を低廉に購入し得るの機會に接し得るを賀せざるを得ず。自ら鐵板及び矩鐵を製造せる鋼鐵板製造業者としての利益より云へば、吾人は勿論此捨賣に反對せざるを得ずと雖も、併し造船業者たるの見地よりすれば吾人は常に外國に對して乞ふ卿等の能くし得る限り捨賣せよと云はざるを得ずと。

依是觀之、外國廉賣の得失如何の問題は單に有害なり若しくは有利なりと一概に斷言するを得ず。廉賣する商品の種類如何を審査すると共に、又一方には當該商品を廉賣する邦國の他に存するや否やを審査して、然る後之を解決し得可き問題に屬するを知る可し。蓋し、他に廉價に輸出する邦國の存する以上、外國廉賣は苟も輸出を必要とする限り止むを得ざるの處置なればなり。其他英國造船業者の所言に據れば、同國の加工業家が米獨より廉價の半製品を購入するより生ずる利潤は其加工業者輩をして啻に精製品のみならず、銑鐵其他の原料品をも米國及び獨逸に廉價に賣却するを得せしむるものありと云ふ。併し何れにしても當今實際の事實は此の造船業者の所言に反し、各國何れも外國の原料及び半製品の廉價の輸入を歡迎することなく、寧ろ之を沮止せんとして保護關稅の實施又は引上

を企圖するの状あり。現に英國に於てすら保護關稅實施運動の日に盛ならんとするの風あるは正に其證左たらずんば非ず。而して保護關稅實施されたる邦國に於ては其工業家は概ね此外國廉賣を敢行するの風あり。斯る風潮の盛なるは畢竟之に伴ふ國民經濟上の利益の認む可きものあるが故ならざるを得ず。又保護關稅なき邦國に於ても企業聯合の存せる場合には該企業聯合は等しく外國廉賣を行ふもの、如く現に英國幾多の企業聯合の如きは盛に此政略を實行しつゝあるの實あるを見る。要するに輸出は不景氣期に際して内國に販賣する得ざる生産物を放出し、依て以て經營と労働者との安全を確保するを得せしむる一種の安全辨なり。此安全辨の利用こそ實に外國廉賣策の主眼たるなれ。

第四廉賣は相互的にして其不利益は一時的に過ぎず。方今外國廉賣を行ふものは決して一國のみにあらず、殆ど凡ての工業國は何れも等しく外國廉賣を行ふの實あり。従て此廉賣の結果として生ずる世界市場の代價は各輸出國に於ける實際の生産費如何によりて左右せらるゝことなく、寧ろ主として各國の輸出希望額の關係の爲に支配せらるゝの風あり。然れば或る一國が外國に對する販賣の爲

に毫も利潤を收むるを得ざりしとて、外國競争業者優越なりしの證左を爲すを得ず。外國の競争業者も亦同一の事情の下に、餘義なく輸出廉賣の舉に出で、此に競争の結果益、其の賣を引下げ遂に等しく利潤を得ざるに至りし的事实なきを保す可らざるなり。果して然りとせば其外國競争業者も亦内國の生産業者と等しく常に極端なる廉賣を敢行することなかる可く、従て輸入國の加工業者は常に其低廉なる代價にて原料補助材料を享得するを期するを得ざる可し。故に外國廉賣が外國加工業者を利するとするも、それは通例少數の場合に於ける一時的の現象に外ならざるなり。さはれ、生産費を可及的低廉ならしめんとする所謂經濟的見地より觀れば、廉賣に依りて互に輸出を競争する斯る關係は決して有利なるものにあらず。斯る輸出競争の結果、甲國は乙國に廉賣せんとすると同時に乙國も亦甲國に廉賣を敢行せんことを畫し、結局双方互に運輸及び販賣の爲に無益の費用を費すことあり。例令ば嘗て米國が鐵類を歐洲諸國に廉賣したるの結果、一度歐洲に輸出せる商品を更に米國に送還し往復の運費と高き關稅とを支拂ふも、尙ほ米國の内國賣價よりも廉なるに至りしことあり、又獨逸の葉鐵業者の輸出廉賣の

結果、獨逸の葉鐵需要者は内國工場に就て直接に之を購入するよりも和蘭より獨逸産の葉鐵を輸入するを利とするに至りしことあるが如き、即ち其例にて、之が爲に生ずる運賃其他の浪費は決して少なからざるなり。而りと雖も是れ單に一時の現象に過ぎざりしとせば、輸出廉賣の弊害は決して世人の想像するが如く甚だしきものに非ざるなり。

七

斯く論じ來れば外國廉賣策の加工精製者に及ぼす影響は敢て甚だしく悲觀す可きに非ず。而して、リーフマン氏は又此結果の必ずしも悲觀するを要せざるの一證として、十九世紀の末葉より二十世紀の冒頭に至るの間に、獨逸製鐵業者の外國廉賣盛なりしに拘らず、獨逸鐵工業の駁々として長足の進歩を遂げ、廉賣の利益に浴せる英國鐵工業を壓せんとするに至れる次第を統計的に説明したり。此間に於ける獨逸鐵工業の進歩は實に、リ氏の所言の如しと雖も、併し、此事實あるの故を以て外國廉賣の結果弊害なしと爲すは少しく肯綮に當らざるの感なきを得ず。蓋し、外國廉賣策に多少の惡結果ありとするも、他に之を相殺して餘ある有利なる

生産條件の獨逸鐵工業に資するものありしとせば、斯る結果は自ら現れざるを得ざる可く、若し此廉賣策なかりせば、獨逸鐵工業の發達は更に一段の進境を示せるやも亦計る可らざればなり。

熟々上述の所論を通覽するに外國廉賣策の結果甚だしく憂ふるを要せずと云ふ議論の骨子は畢竟是れ常規的の現象に非すと云ふの一點に外ならず。然るに、輓近獨占的結合の組織愈鞏固を加ふるに従ひ、此の廉賣策は殆んど常規的の事實と爲るの狀なきに非ず。米國の鋼鐵合同を初め幾多の雄大なる合同が、斯策を常用するは實に最近著明の事實にして、其獨占的權力の範圍内に可及的最高の代價を貪り、其利潤を擧げて對外競争の費用に投ずるは實に此種合同の慣用手段たり。此風潮にして更に洽く多數の企業合同及び企業聯合の採用する所とならんか、内國加工業者の不利益は復た多言を要せざるなり。其他外國の廉價は運賃關稅其他の經費の爲に相殺し去らるゝが故に、外國加工業者の原料は必ずしも廉なるを得ず、從て外國廉賣は概ね表面的の事實に過ぎずと云ふと雖も、苟も外國廉賣の行はるゝ限り、外國の加工業者が其行はれざる場合よりも比較的廉價の原料補助材

22 料を得るの便あるは復た疑を容れず。唯其廉價が爾餘の輸出國の競争の結果なりとせば内國人の外國廉賣は外國加工業者の此の有利の生産條件の原因と云ふを得ずと雖も、兎に角、此比較的廉價の原料供給の爲に内國加工業者に對する外國加工業者の競争能力の多少増進せらるゝあるは敢て疑ふ可からざるなり。更に第三の論點たる外國人之を歓迎せずとの理由に至りては決して外國廉賣策の不利を論破するの理由と爲す可らず。蓋し廉價の原料供給を歓迎せざる外國人は畢竟保護政策に心酔せるものに外ならざる可く、若し加工業者の見地よりすれば之を否認す可き理由なければなり。代價の高低常なきの故を以て斯策の影響を否認するものとせば其言は勿論理由なきに非ずと雖も、廉價の供給其物を歓迎せずとせば吾人は保護政策的見地よりするの外、到底其理由を了解するを得ざるなり。其他第四の論點に至りては其弊害既に論者の認むるが如きものあり。而して此弊害は輸出廉賣競争の激甚なるに及び遂に輸出國並に輸入國をして其矯正に盡力せしむるに至らざるを得ず。歐洲大陸諸國の砂糖輸出競争が遂に各國を驅りて關稅低減廉價輸出制止の舉に出でしめたるは世人の熟知する所の如し。

外國廉賣にして輸出國の加工業者に害なく却て其砂糖生産者に安全辨を供するの利益あるものたらしめば、獨佛、澳の諸國は決して彼のブラッセル協約に調印することなかる可きなり。

八

23 要之、外國廉賣に伴へる内國代價の高直は其高價の程度が物價平靜の維持の必要上止むを得ざるに出づるの程度に止まらざる限り、從て又其價が一時的ならずして恒久的常規的なる限り、内國の加工業者に取りて一大不利益と云はざるを得ず。幸にして此不利益は從來の事實上未だ甚だしきに至らざりしと雖も、此不利益發生の危険は企業聯合及び企業合同の發達に伴ひ年と共に漸く増加するの虞なきに非ず。識者經世家の須らく注意して之が対除に盡力す可き所なれども、併し企業聯合及び企業合同其物の見地より觀るも、内國加工業者に對する此壓迫は決して永く自家の利益を確保する所以に非ず。内國加工業者の衰退は畢竟當該聯合又は合同の生産物に對する需要の減退に外ならざるが故に、外國に廉賣して外國加工業者に利するよりも、内國加工業者に同様の低價にて其生産物を供給し

其加工精製品を輸出するに便ならしむるは、各企業聯合及び企業合同の等しく希望する所ならざるを得ず。是に於てか企業聯合及び企業合同の草見ある指揮者は外國廉賣に伴へる内國加工業者の不利益を緩和するの一策を案出して之を實行するに至れるものあり。所謂輸出補償又は輸出賠償なる制度即ち是なり。此制度に據れば原料品生産を事とせる企業聯合又は企業合同が其加工業者に對し、明に輸出商品の製造に使用せる原料の量額に準じて一定の金額を補償するなり。其性質方法恰も消費税を課せられたる商品の輸出に對して附與せらるゝ輸出戻税に等し。此制度は一八八〇年代の初葉に獨逸の銑鐵聯合の初て採用したるものに、爾來同國の企業聯合中には石炭聯合、銅鐵聯合を初め幾多の聯合の之を採用するに至れるを見る。

然れども此輸出賠償の制度は其實行頗る困難なるものあり。原料生産聯合にして單に半製品の製造業者に此賠償を給することとせんか、半製品製造業者の輸出は大に便益を得可きも、精製業者の輸出は爲に大に困難と爲らざるを得ず。更に精製業者にも同一の補償を爲すこととせば、其精製品に更に加工する加工業者

は亦等しく輸出困難を感ぜざるを得ざる可し。故に斯る賠償の制度は上下各次の生産的階段全部の加工業者を通じて等しく之を實施せざれば完全に其効果を擧ぐるを得ざるなり。然るに此等各次の生産業者、就中精製業者中には聯合せざるもの頗る多く従て一々其製品の輸出に供せらるゝや否やを審査して之に賠償金を給するが如きは殆んど言ふ可くして行ふ可らざるの難事たるを免れず。其實行手續の面倒なる彼の國家の關稅機關すら之を完全に行ふを難しとする所なれば私人の聯合團體には到底其完全なる實行を期待するを得ざるなり。然れば從來に於ける此賠償金支拂の範圍の如きも決して其全額を包容するに至らず、僅に容易に網羅し得可き一部分に對して之れを實行するに過ぎざるの狀あり。従て決して加工業者の蒙る不利益の全部を排除するものと云ふを得ずと雖も、兎に角當該企業聯合又は企業合同の頗る穩當の處置として吾人は其誠意を諒とせざるを得ざるなり。